

6. 誘導施策の検討

6-1 居住誘導区域内に居住を誘導する施策

居住誘導区域に関し、立地適正化計画には、居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載するものとされている。（法第81条第2項第2号）

また、その施策においては、市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとされている。（同法同条第13項）

（1）国の支援を受けて八幡浜市が行う施策

（都市計画運用指針における例示）

- ・居住環境の向上を図るための居住者の利便の用に供する施設の整備
- ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上

八幡浜市では、これまで国や県の社会資本整備総合交付金などによる財政支援を受けて、さまざまな施設整備や地域活性化に取り組んできた。

今後も八幡浜市の居住誘導区域においては、居住環境の向上、公共交通の利便性の向上のために、以下の施策に優先的に取り組むこととする。

●居住環境の向上を図るための利便施設整備

- ・県が推進する「愛媛マルゴト自転車道」に協調した自転車道整備
- ・八幡浜市健康づくり計画の方針を受けて「健康づくり支援のための環境づくり」としてのウォーキングコースの整備
- ・地域の防災機能を高めるためのP R E（公的不動産）を活用した防災倉庫の整備

●公共交通の維持を図るための交通結節機能の強化による利便性の向上

- ・JR八幡浜駅前広場のリフレッシュによる機能強化、利便性・快適性の向上

●居住環境の向上

- ・空き家再生推進事業を活用した生活環境の整備

（2）八幡浜市が独自に講じる施策

（都市計画運用指針における例示）

- ・居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置
- ・基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策
- ・居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置

●居住環境の維持・向上

- ・自然を友に生活する快適なまちづくり、みかん・魚をはじめとする新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくりを図ることにより、安心して暮らせる快適な

定住環境を確保するとともに地域コミュニティの活性化により、人口の維持を図る。

●防災性の確保

- ・居住誘導区域から外れる区域のうち、土砂災害などの危険性の高い地域に対しては、防災ハザードマップ（津波、洪水、ため池）の全戸配布（定期的な再配布、情報の更新があつたときには対象地域への再配布を行う。）自治会の集まりなどにおける周知啓発を行うとともに、居住誘導区域への誘導を図る。
- ・増え続ける空き家の所有者に対し、適切な管理を啓発するとともに、老朽化により倒壊するおそれがあり、周囲に対して被害を及ぼす危険性の高い空き家に対しては除却を促し、倒壊による被害の未然防止及び住環境の改善を図る。

●生活中心を拠点とした良好な居住環境の確保

- ・立地適正化区域では、「農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然」であり「居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境の確保」が求められている（都市計画運用指針）。八幡浜市の立地適正化区域においては、生活中心を拠点として生活サービス機能の計画的配置や公共交通の充実を通じて公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営の効率化を図る。

6-2 都市機能の誘導のための施策

都市機能誘導区域に関しては、都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができる。（都市計画運用指針）

（1）国等が直接行う施策

（都市計画運用指針における例示）

- ・誘導施設に対する税制上の特例措置
- ・都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

【誘導施設に対する税制上の特例措置（平成27年度）】

《移転を誘導するため》

●都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例（3年間）

→譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べ（損金算入）。

《都市機能を誘導する事業の促進（事業協力者）》

●誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例

①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合（恒久措置）

→買換特例（100%繰延）

②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率（恒久措置）

→6,000万円以下の部分につき所得税：15%→10%、個人住民税：5%→4%

③長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合の軽減税率等（3年間）

→（個人）2,000万円以下の部分につき所得税：15%→10%、個人住民税：5%→4%

（法人）5%重課の適用除外

●都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例

①長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合の軽減税率等（3年間）

→（個人）2,000万円以下部分 所得税：15%→10% 個人住民税：5%→4%

（法人）5%重課適用除外

②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合の譲渡所得等の特別控除（恒久措置）

→1,500万円特別控除

《都市機能を誘導する事業の促進（事業者）》

●都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例

→5年間4/5に軽減（2年間）

（2）国の支援を受けて八幡浜市が行う施策

（都市計画運用指針における例示）

- ・市町村による誘導施設の整備や歩行空間の整備
- ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策

国の社会资本整備総合交付金などの財政支援を活用して、今後、八幡浜市の都市機能誘導区域においては、誘導施設の整備・誘導、並びにその有効活用による地域活性化と居住誘導区域における人口密度の維持を図るため、以下の施策に優先的に取り組むこととする。

●八幡浜市による誘導施設の整備

(八幡浜中心地区)

- ・健康づくりが気楽に実践できる環境づくりを推進する「健康づくり支援のための環境づくり」を基本方針に、民間活力を利用した北浜温浴施設建設事業と市民スポーツセンター機能向上事業の相乗効果により、市民の健康増進を図る。
- ・市民会館敷地に博物館相当の文化財展示及び先人の偉業を顕彰する新たな教育文化施設を整備
- ・建造物としての価値が高い旧図書館を移築・保存し中心部のランドマークとともに、新設する教育文化施設と一体整備を図る。
- ・ＪＲ八幡浜駅前広場における来訪者の回遊性を促す情報板の設置。

(保内地区)

- ・統合保育所、児童センターを併せた複合福祉施設及び子育て支援機能の整備
- ・無料駐車場の整備
- ・交流拠点施設及び広場の整備
- ・地区内に新たな情報案内板を設置

(3) 八幡浜市が独自に講じる施策

(都市計画運用指針における例示)

- ・民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
- ・公共施設の再編や公有地の誘導施設整備への活用など市町村が保有する不動産（公的不動産）の有効活用施策

●市民のまちづくり活動への支援

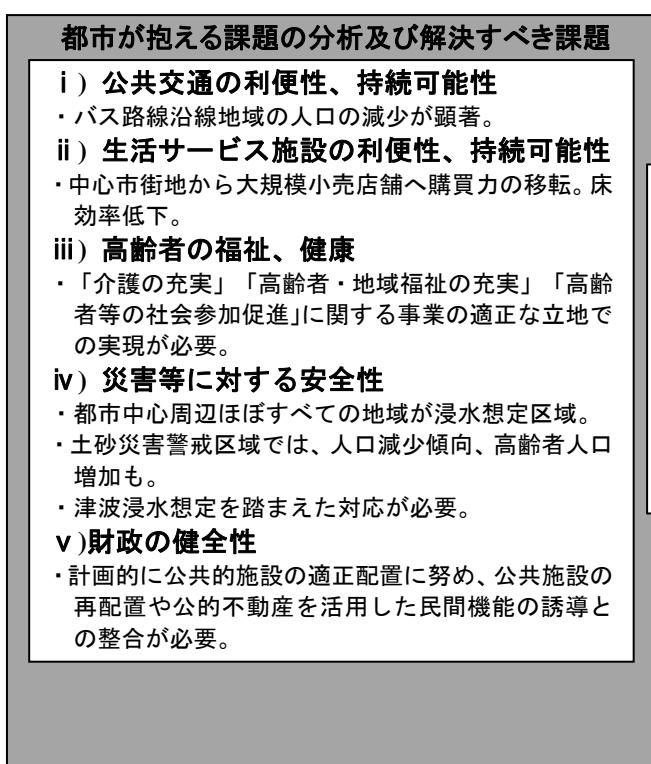
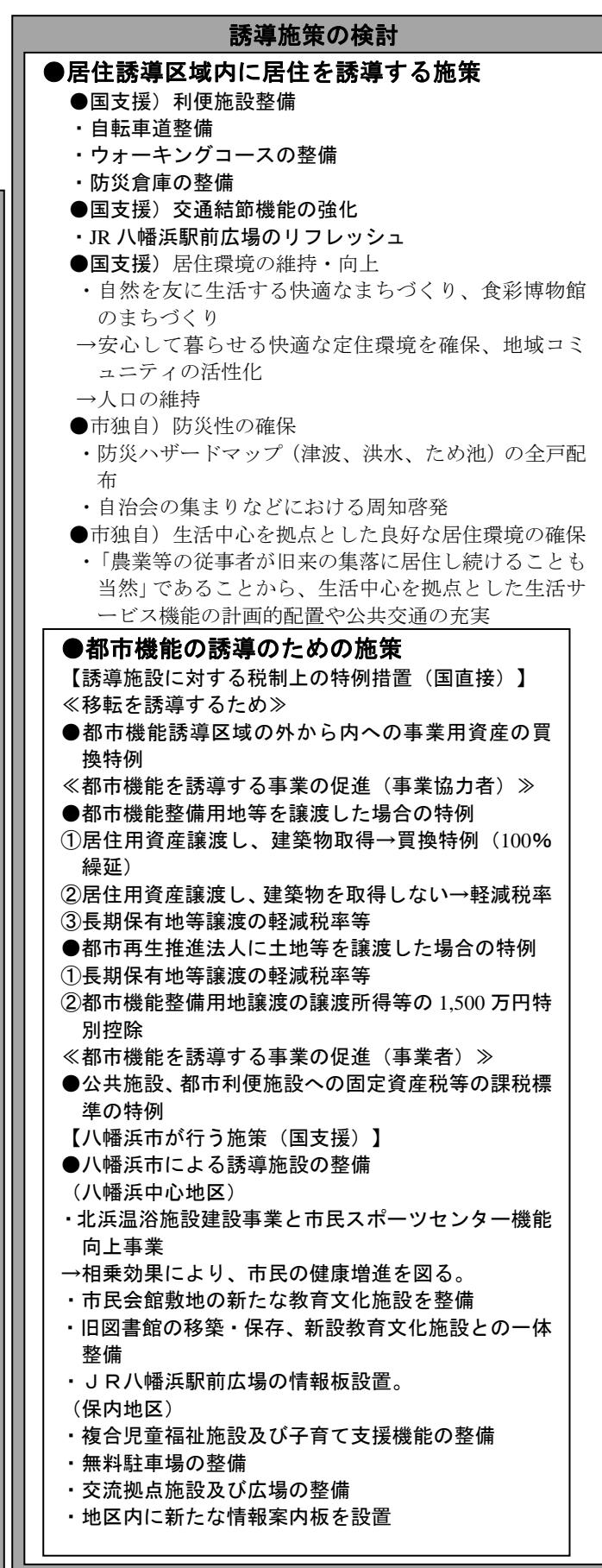
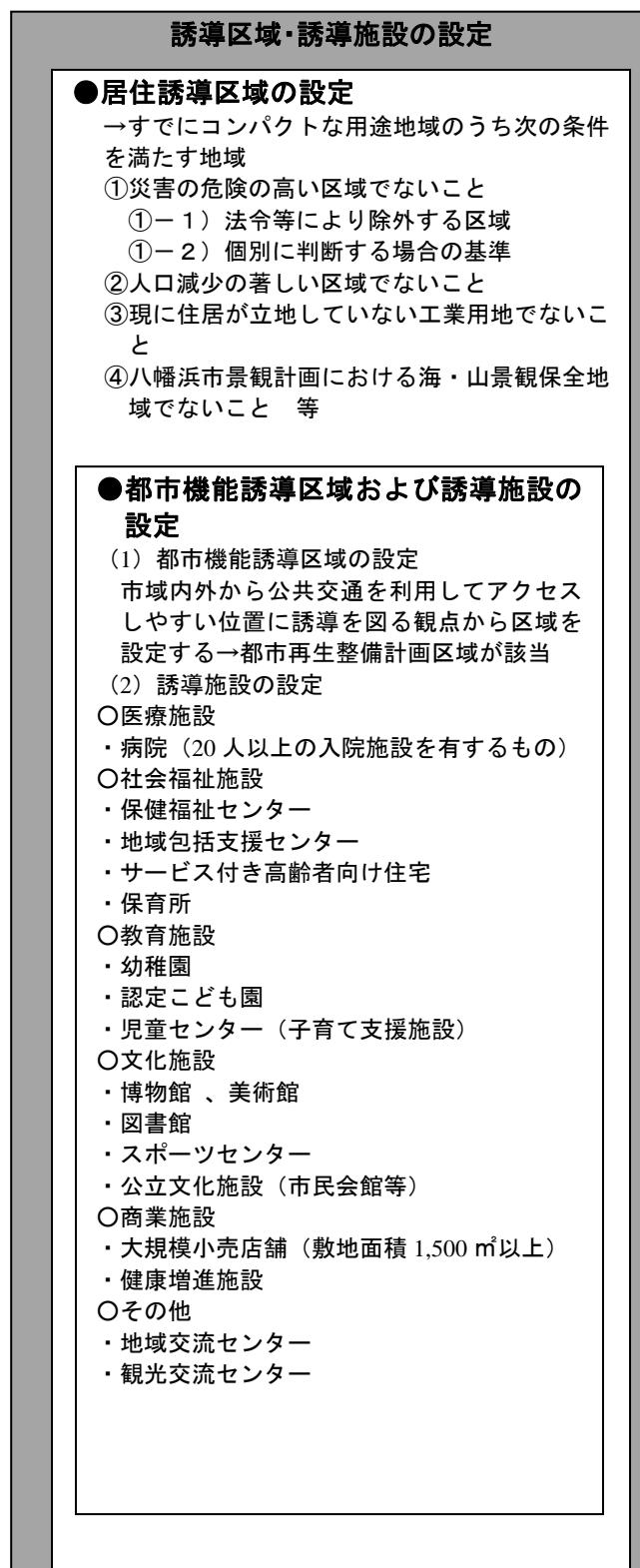
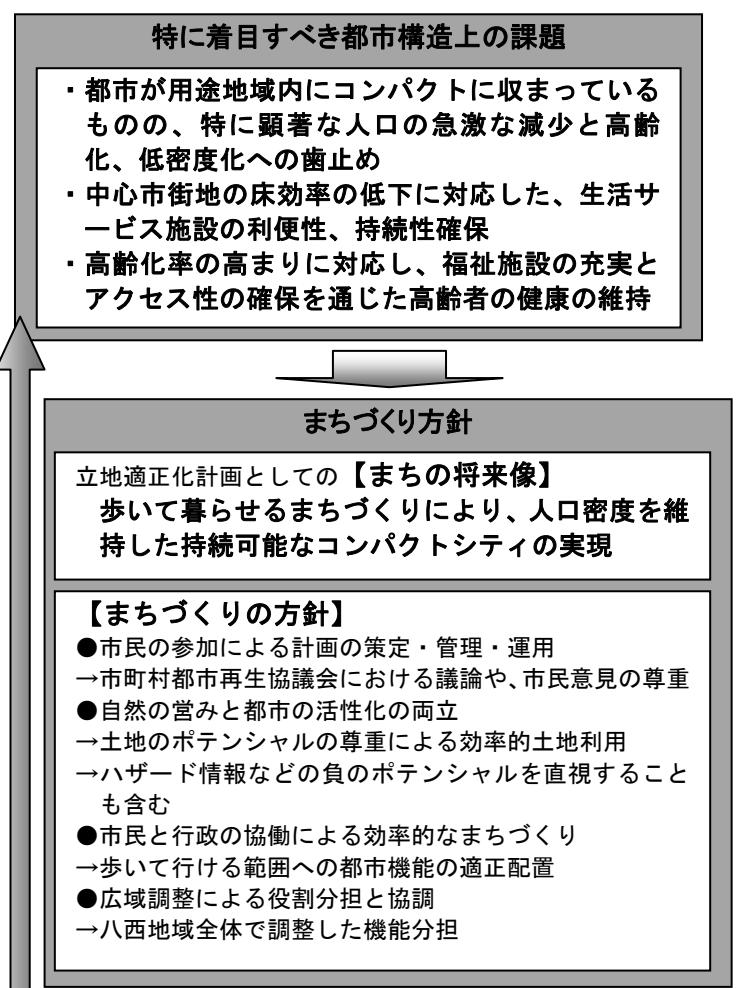
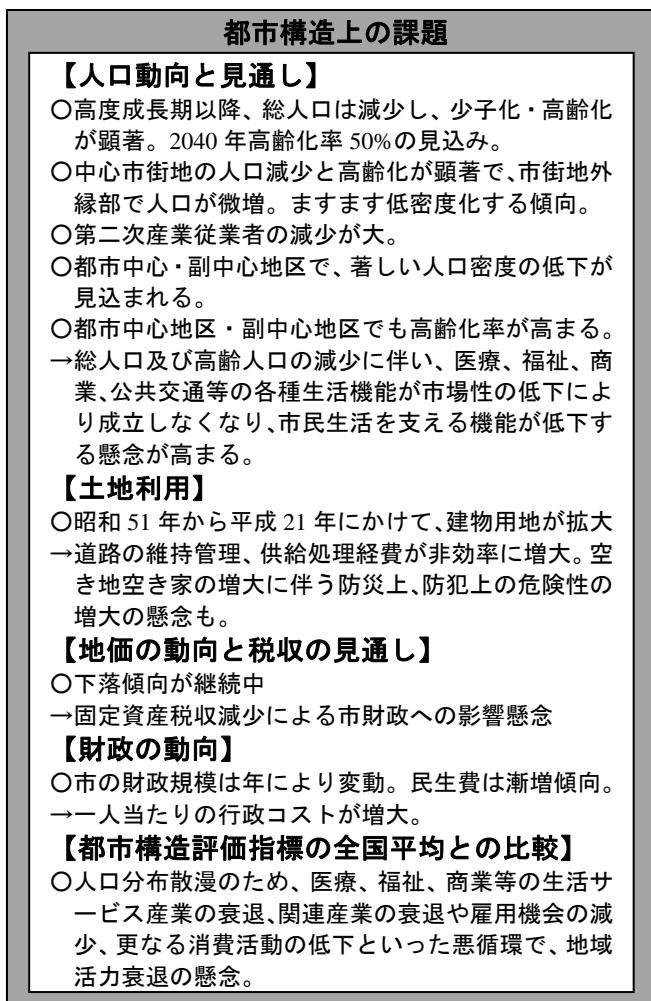
- ・ボランティアによる「八幡浜みなと」の来訪者に対する中心市街地にある町並散策ガイド活動への支援
- ・子供から高齢者まで参加する清掃作業や花植え事業への支援
- ・健康づくり活動の関係機関などで構成された「八幡浜市健康づくり推進協議会」への支援

●民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策

- ・北浜エリアに整備された民間活力を利用して温浴施設に対する税の減免措置（八幡浜中心地区）

●市有不動産（公的不動産）の有効活用施策

- ・公共施設のマネジメント方針に則って既存施設のライフサイクルコスト（LCC）の最適化を図りつつ都市の集約化に資する施設などに活用していく。
- ・安全安心のまちづくりの基礎調査としての、公的不動産、人口動態、経済活動等の現況調査及び将来予測



6-3 公共交通のあり方について

交通については従来から『交通拠点と都市拠点、交流拠点を有機的に結び、各拠点間の回遊性を高めることにより、地区全体の魅力度を向上させることが“みなとまち八幡浜”再生の最重要課題である』と認識してきたが、歩いて暮らせるコンパクトシティを推進するためには、設定された居住誘導区域及び都市機能誘導区域を踏まえ、居住誘導区域内外に居住する人々の都市機能への自動車に依存しない交通アクセスを確保することが重要であることから、八幡浜市としては以下の考え方のもとに、交通事業者に働きかけ、取組みを進めることとする。

立地適正化計画における都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定の趣旨を踏まえると、

- ・居住誘導区域内において都市機能誘導区域を貫く基幹的な公共交通軸の形成
- ・居住誘導区域から都市機能誘導区域内の都市機能へのアクセス
- ・都市機能誘導区域内における公共交通軸から都市機能へのアクセス

といった機能の確保が必要になるほか、都市計画区域（立地適正化計画区域）外においても「生活中心」を位置づけている八幡浜市では、それらと都市機能誘導区域を結ぶ「支線」というべき公共交通を含めて、公共交通の確保等の施策を充実させることが望ましい。

理想的には、特に基幹路線に位置づけられる路線は市民のためのインフラと考え、その市内区間を市民が利用する場合には市の補助により無料とするなど、八幡浜市による強力な支援策が講じられがあれば立地適正化計画の効果を発揮するために有効と考えられる。

しかし現実的には、財政上の制約はもちろん考慮する必要があり、民間事業者の活力を引き出すためにはむやみに欠損補填などの措置を講じることは望ましくない。そのため、既存の民間バスの維持・継続がまず必要であり、これに都市機能施設へのアクセス性向上のために必要なサービス向上策を加えていくことが必要になる。

具体的には以下の路線の確保・維持を図ることを基本に、鉄道・航路との乗り継ぎ利便性確保やバスを利用した市民活動の利便性向上のための路線・ダイヤの再編に加え、高齢者優待への支援措置、パターンダイヤ化、バス待ち環境の改善と、それらを含めたバス利用促進に関する周知・広報を行うことが考えられる。

●都市機能誘導区域を連携し、居住誘導区域の軸となる基幹路線

- ・伊予鉄南予バスの八幡浜駅～八幡浜港～市立病院～喜木～川之石間
- ・宇和島バスの八幡浜市内線（川之内～千丈駅～八幡浜駅～八幡浜港～市立病院～小長早）

●居住誘導区域内外と都市機能誘導区域を連絡する路線

○都市中心と生活中心との連絡を図る準幹線

- ・宇和島バスの八幡浜～穴井間（海岸回り）

○都市中心とその他の地域との連絡を図る

- ・八幡浜～三瓶・周木・下泊間（山手回り；市内区間に限る）

路線や運行計画の変更等により地域公共交通を再編する場合には、地域公共交通再編実施計画を作成するなど、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の枠組みを利用することが有効である。そのためには、同法に規定する「地域公共交通網形成計画」を策定することが必要になるが、その計画策定に当たっては、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定など立地適正化計画の内容と公共交通の充実が整合をもって定められることが必要である。

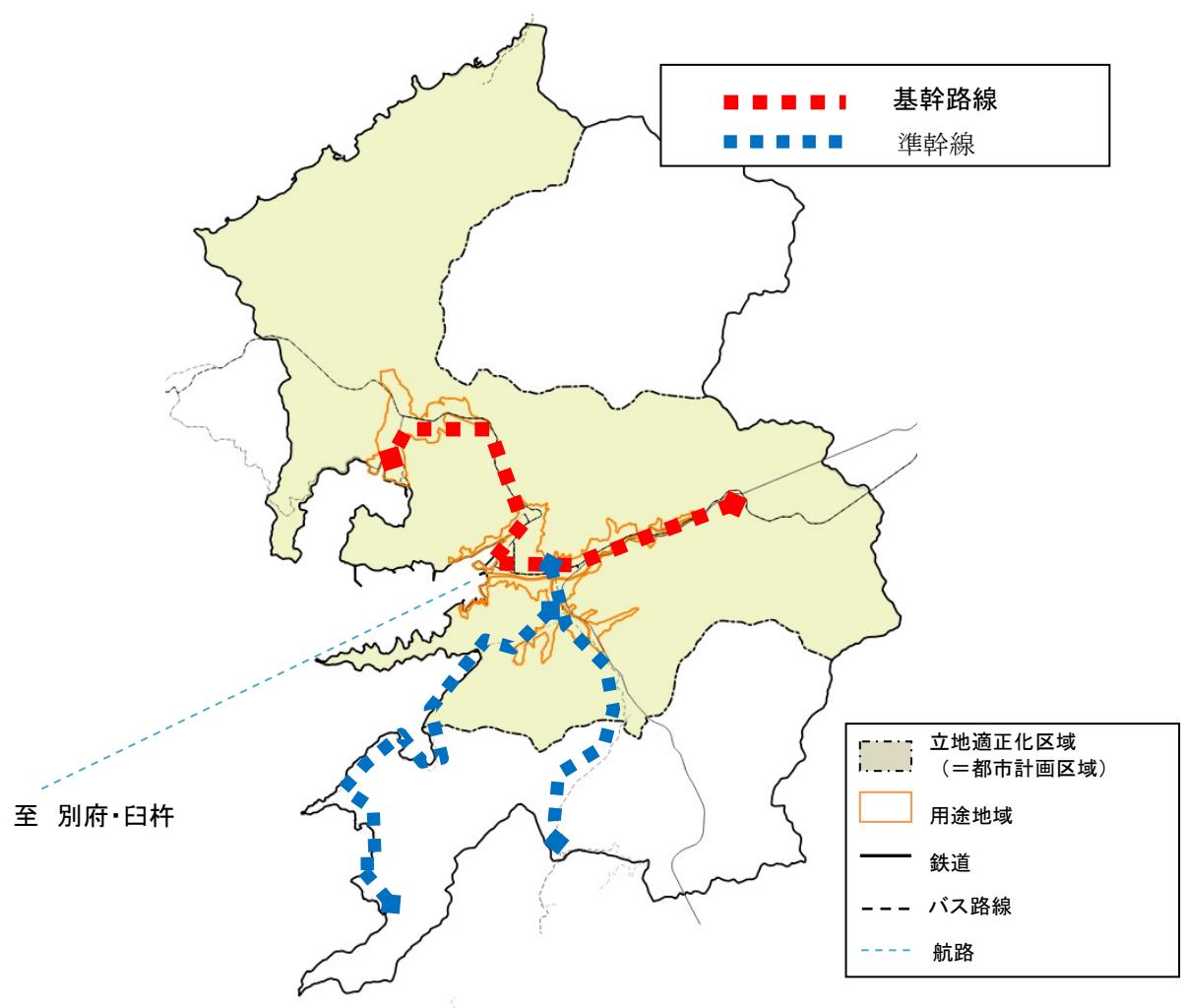


図 6-1 地域交通ネットワークの構成